

次に、議席7番、田山文雄君。

〔7番 田山文雄君登壇〕

○7番（田山文雄君） 皆さん、こんにちは。議席7番、田山文雄でございます。ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告書に従って3項目、3点についての一般質問をさせていただきます。ちなみに、1項目めの1点目につきましては、これは渡邊議員さんからも質問が午前中ありましたけれども、ほとんど同じ内容にはなりますが、質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1項目め、1点目、ワクチンの公費助成についての質問をさせていただきます。人間の生命と健康を守ることは、政治の最優先課題と言っても過言ではありません。ところが、ワクチンでこの予防のできる病気があるにもかかわらず、日本はこれまで世界からワクチン後進国と指摘をされ続けてきました。こうした状況を打破する一歩として、この子宮頸がんの予防ワクチンと検診のセットでこの子宮頸がんがほぼ100%予防できる効果があるとされています。重要性に改めて今このスポットライトが当たっています。ただ、同ワクチンが全額が自己負担のために、経済的な負担の重さが指摘をされ、公費助成をする自治体が徐々に広がり始めたところであると思っております。また、こういった子宮頸がんに続きまして、この予防ワクチンについては細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチン、そして小児用肺炎球菌ワクチンに公費助成をする自治体も本当に少しではありますがありますけれども、広がり始めているところが見えてくると思います。当町におきましても、このワクチンの公費助成についての考えを改めてお伺いをしたいと思います。

次に、2項目めとして、虐待の防止策についてお伺いをいたします。最近、テレビでもニュースにもなりましたが、高齢者や児童への虐待が後を絶たない状態にあります。児童虐待についても2月18日発表のこの警視庁の集計によりますと、2009年の摘発件数は335件と過去最多を記録しております。また、児童相談所での相談対応件数も増加の一途をたどり、2008年度は4万2,664件に上っております。平成16年10月1日から、児童虐待の防止等に関する法律が改正をされ、虐待を受けている子供に気づいたときはもちろん、この虐待を受けたのではと疑われる場合も通告することが義務づけられています。また、高齢者虐待についても2006年4月に高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律が施行されております。厚生労働省の調査結果、2007年度であります。これによりますと市区町村への高齢者虐待に関する相談や通報があった件数は1万9,971件に上り、前年よりも1,581件ふえております。最近の調査結果でも、自治体によっては虐待件数が過去最多の結果が出ています。この背景には、高齢者虐待防止法の制定によって市区町村の虐待を発見する体制が整ってきたことが考えられます。

一方、法律が制定されたばかりで、虐待防止法の社会的意義や国民の責務など法の内容について国民に十分な理解が進んでいない現状にあります。このため、国民の高齢者虐待に関する認知度は低く、自分は虐待をしているという自覚がない擁護者も少なくありません。虐待の早期発見、早期対処のためには、近隣住民の協力が必要不可欠であり、今後は高齢者虐待防止に関する啓発活動に力を入れる必要があります。そこで、当町における現状の把握と対策の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、3項目めの消費者生活センターについてお伺いをいたします。この件につきましては、昨年7月の定例会においても質問させていただきました。多様化する住民のニーズやトラブルの対策にこたえ

ていくためにも、この消費者生活センターが早く設置されることを望むわけではありますが、当町におけます今後の対応についてお伺いをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（木村信一君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 野口奏五君登壇〕

○民生部長（野口奏五君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

初めに、ワクチンの公費助成についてのご質問にお答えいたします。子宮頸がん等予防ワクチン予防でできるワクチンの公費助成について、当町の考えはとのご質問でございますが、ワクチンの公費助成に関しましては、渡邊議員へのご質問にお答えしたとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） もう本当に1項目めは、先ほど渡邊さんの質問で答えも出ているとは思いますが、これも一つの例なのですけれども、この子宮頸がんワクチンが実はこれ新潟ですね、南魚沼市というところでは、ことしの中学1年生325人を対象にこの4万5,000円の全額補助を実は行政が行ってやっていくというふうに決定をされたそうであります。確かに、これ去年の12月にそれがわかって、本当にまだこれからだと思っておりますが、やはりこうにやっているところもありますし、そういったところをぜひ、いろんなところをこれから皆さん、執行部の方もよく注意をさせていただいて、その辺を検討していただければというふうに思っております。

それと、ちょっとこれ子宮頸がんの、これは検診の、先ほど質問しましたけれども、検診と両方は一緒だということでしたので、ちょっと検診のことについてお聞きしたいのですが、今回無料クーポンをやって、先ほども対象者181人の人が子宮頸がんのこともやったと聞いているのですが、ちょっと1点気になったものですから、これは去年は公費で執行の検診料は国から全部出たと思っておりますが、ことしはこの辺の予算の多少、半分が自治体が持つてという話を聞いているのですが、これで間違いないでしょうか、お願いします。

○議長（木村信一君） 質問に対し、答弁を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（鶴見一雄君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この事業につきましては、ご存じのように21年度から開始をしたわけでございますけれども、当初におきましてはそれぞれ検診料とあと事務費、健康手帳、クーポン券等にかかる経費につきましては、すべて10分の10、若干100%ではないのですけれども、ややおおむねそういうふうなことで実施をするというふうなことであったのですけれども、少し政権交代もあったのかなというふうに、その中で事情もあったのかなというふうに思いますけれども、平成22年度につきましては、それぞれ2分の1ずつというふうに補助率が下げられるというふうなことで予算計上のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 済みません。

そうしますと、今の話ですと2分の1ということは、完全に半分はこの市町村が持つけれども、半分は国という形でよろしいのですかね。

○議長（木村信一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（鶴見一雄君） お答え申し上げます。

そのとおりでございます。国庫補助が2分の1というふうなことで、半分につきましては自己財源ということでございます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） そうですか。

そうしますと、済みません。僕は交付税措置で半分また出るのかなと思っていたのですが、そうですね。そうしますと、先ほど町長もいろんな市町村によってはこれは格差が生まれるのはよくないという話もあったと思うのですが、本当に僕も聞いているところによりますと、この半分ということになって、先ほどのがん検診の無料クーポンを何か廃止を考えている、そういう自治体もあるなんて話も聞くものですから、ぜひこれは続けていただきたいというふうにも思いますし、先ほどの子宮頸がんのワクチンもそうなのですが、やはり僕もこういうのは本来やっぱり自治体がやるということよりは、国がしっかりとやっていたいただきたいという気持ちはあるのです。それで、医療費を無料化もそうですが、本当に住んでいるところで片方は無料で、片方はお金がかかりますよということが本当になくように、実はこれは町長にお願いしたいのですが、ぜひ町長のほうからも国にそういったことを要望なりなんなりを町のほうも訪問をしていただきたいと思うのですが、その点ちょっとお願いします。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） おっしゃるとおりでありまして、先ほども私申し上げましたが、本来教育だとか福祉とか医療というのは全国一律に、同じように行われなければいけないと、こう思っています。事あるごとにそういう発言をさせていただいていますし、先ほど申し上げましたが、県の少子化対策委員会というのがあるのです。そこでも子育ての基本というのはやっぱり国がしっかりした基本政策を打ち出していきたいということを昨年も要望書として県のほうから入れさせていただきました。

確かに医療費についてもそうなのです。隣の町村でそういえばただで、こっちだと金かかると、こういうのもおかしいと思うのですけれども、今の制度そのものがそういう国の施策になっていますので、これらはひとつ国会議員の先生方にもお願いして、みんなでそういう運動を起こしていただければ幸いかと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 先ほど、町長からも本当にそういった要望を上げていきたいということもありましたので、これは本当にやっぱり地方議会も一丸となってこの地域間格差が生まれぬような、そう

いったことを要望していくことをぜひこれは議会としてもやっぱり考える必要があるのではないかなと思いますので、この辺は議長にも要望としてお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1項目につきましては、これでいいです。

○議長（木村信一君） これで1項目の質問を終わります。

続いて、質問の2項目に対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 野口奏五君登壇〕

○民生部長（野口奏五君） 続きまして、虐待の防止策についてのご質問にお答えいたします。

老人や幼児等の虐待が社会問題になっているが、当町における現状の把握と対策の取り組みについてのご質問でございますが、初めに老人の虐待につきましては平成17年11月に高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律、いわゆる高齢者虐待防止法が成立し、平成18年4月1日から施行されました。本県におきましては、高齢者虐待対応マニュアルを平成17年3月に策定し、国の策定を踏まえ平成19年3月に改定を行ったところでございます。策定に当たりまして、平成16年に県で実施した家庭内における高齢者虐待に関する調査では、1年間に600件を超える虐待事例が報告されています。本町におきましては、現時点において虐待の報告はございませんが、少なからず虐待に近い問題があるのではないかと認識をしております。家庭内における高齢者虐待は、その潜在性から発見されにくく、対応が図られていないケースが少なくないと言われております。

このような中において、関係機関が連携して、家庭内における高齢者虐待を少しでも早く発見し、より迅速に対応を図る必要があるものと思います。現状を把握する方法としては、医療機関や介護保険サービス従事者、あるいは民生委員や地域住民等による発見、通報が考えられますが、こうした事案に対し関係機関及び地域包括支援センターとの連携をさらに強化し、早期発見に努めるとともに、高齢者虐待マニュアルを活用し、より適切な対応や虐待防止の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、幼児等の虐待につきましては、議員ご指摘のとおり連日全国各地において死亡事件に至る児童虐待事件が報道されております。事件に至る背景は個々違いはあるものの、その虐待行為は表現するには余りにも痛ましい事件であったことはご記憶のことと思います。児童における虐待事案は、年々増加傾向にあり、ここ数年来は児童の虐待防止策に着目した法整備が進められてきました。特に児童虐待防止法においては、平成16年4月以降は市町村の役割の明確化及び要保護児童対策地域協議会の設置、学校、保育所、病院など関係機関の早期発見における責任の明確な位置づけが進められてきており、児童福祉法においても乳幼児家庭全戸訪問事業の法制化が図られ、出産後の育児不安の解消や育児情報の提供により虐待防止策が図られております。

しかしながら、虐待という問題は、主に身体的虐待は表面化する一方で、親子であるがゆえの密室性に加え、心理的な面に及ぶケースも少なくなく、非常に見えにくい事案となっております。時には、このたびのような痛ましい事件に結びつくことが非常に残念な結果と言えます。境町においても、児童虐待事案はここ数年増加傾向にあり、昨年度においては38件が受理されております。虐待対応といたしましては、関係機関との調整やケース検討会議の開催、児童相談所や警察による支援や連携を通じ、対象児童の安否確認、家族との面談や養育力の改善のための支援策、それらを図りながら児童虐待の問題の

解消に向けた取り組みと家庭内のかかわりを保ちながら日常的に対応しているところでございます。なお、数件であります。深刻なケースに至る場合は児童にとって最善な方法として児童養護施設への入所措置などが行われており、安全と生活環境の確保が進められております。

このような中、複雑化する児童支援や家庭支援に通じる関係法令や事例研究等の研修会の実施、また主任児童委員や教育委員会の協力のもと、町内のすべての小中学校に児童虐待防止キャンペーンを行い、早期通報の大切さの普及を進めてきたところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 本当にこの虐待という問題は、家庭内の問題が大体多いのかなとは思いますが、本当に立ち入るのは難しいなと思うのですが、そういった逆に立ち入ることが難しいところだからこそやっぱり行政でしかこれは対応というか、ある程度踏み込めないのかなという感じいたします。テレビでこの前もやっていましたけれども、本当に何か事件があって、本当に悲惨な事故になると、では行政は何をやっていたのだという話にもなってしまいますし、本当にそういった意味ではその把握という部分では大変難しいとは思いますが、これはやっぱり全町民の意識の改革といいいますか、何かあったら通報してくださいということをぜひ啓発していただきたいと思っております。

先ほど聞いてちょっと思ったのですが、この老人の高齢者虐待が境町には1件も報告がないということでもありますけれども、これはよく考えれば全然そういったことがないと思えるのか、それともそういった高齢者虐待に関しての、言葉はあれですけども、アンテナがまだ低いのかなという感じもするのですが、その辺ちょっとご答弁いただきたいと思うのですが。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（野口奏五君） ただいまのご質問ですが、老人虐待についてはなかなか見えにくいところがございます。実際に報告の事例、今もないわけですけども、実際のところはあるのではないかとというふうに認識をしております。

それと、先ほどの虐待に関してのことなのですが、立ち入りの困難なケースが非常にあると思っております。そういった場合には、広く住民の方に幼児から老人、高齢者全体についての虐待があった場合の情報提供というものを求めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） くどくなってしまうのですが、先ほど高齢者虐待防止法もこの中にうたっている中では、国及び地方公共団体の責務等という中にうたっています。その中に、やはり国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護、擁護者に対する支援を行うために、関係省庁相互間のその他関係機関及び民間団体の間の連携の強化等に努めなければならないとか、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうに書かれております。

本当にこういった面で見ますと、やっぱり市町村が本当に入りづらいところだからこそ、そこに何と

か行けるような方策といたしますか、そういったことをしっかりと検討していただきたいと思うのですが、先ほど高齢者の虐待に関する何かマニュアルでしたっけ、そういうやっていると仰いましたけれども、それは毎年やられるのですか。済みません、お願いします。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（野口奏五君） 高齢者虐待関係の対応のマニュアルでございますけれども、こちらにつきましては町独自のものはございませんで、県のマニュアルがございます。その内容をよく研修して、専門的な知識を、あるいはその技術を身につけて、町のほうでも対応できるようにすればよろしいのですけれども、これからの課題ということで、現在においてはまだ高齢者対応のマニュアルにつきまして、専門的な知識をこれからどんどん持っていかなければならないというふうに課題としてとらえております。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） では、簡単にちょっと聞いてしまいますが、例えば自分のこの身近な生活の中で、ひょっとしたらこの子は虐待を、例えば児童とかですね、この子は虐待を受けているのではないかなといったときには、これはあれですか、やっぱり今、民生部長からも、例えば老人の場合なんかだと対応する職員というのは別に役場のほうにはそういう専門知識がないという話もありましたから、もしそういった場合にはみんなあれですか、これは警察のほうに届けるといのが対応なのでしょうか、ちょっとお願いします。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（野口奏五君） ただいまのご質問でございますが、虐待に関して我々は、町には全然ないというわけではなくて、専門的な対応もしているわけなのですけれども、それ、先ほど仰いましたのは高齢者の虐待についてはまだ不十分なところがあるという意味で、幼児、児童虐待については日常的に関係機関と連携しながら現在やっているような状況でございます。高齢者もほぼ同じような関係機関とこれからケースが出てきた場合には、対応するということになると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） これは、最後ちょっと要望になりますけれども、先ほど当町でも38件の児童虐待の届け出と仰いますか、そういうのがあるというのを聞きましたので、これは正直ちょっとびっくりしましたですね。38件というのは、これはちょっと多いなと正直思っています。本当に、そういった意味ではなかなか表にできないような事例だと思うのですが、本当に町のほうもししっかりとこの辺は対応できるように、その強化をしていただきたいというふうに思いますし、こういう事件があるときだけすぐ世間も騒ぐのですが、本当に日常的にこういうことが起こり得るということを広報なり何らかの形ででもひとつ何回も流していただければなと思いますので、この辺を強く要望しておきたいと思えます。

2項目めの質問をこれで終わります。

○議長（木村信一君） これで2項目の質問を終わります。

続いて、質問の3項目に対する答弁を求めます。

産業建設部長。

〔産業建設部長 齊藤時雄君登壇〕

○産業建設部長（齊藤時雄君） それでは、続きまして消費生活センターについての当町では窓口業務の開設がされているが、今後の対応についてのご質問にお答え申し上げます。

国におきましては、昨年10月1日に消費者庁が開設され、さらに地方消費者行政充実を図るため、平成21年度から23年度までの3年間消費者行政活性化交付金により、集中育成強化期間と位置づけられているところでございます。本町におきましても、昨年10月の臨時議会において承認をいただきまして、補正をいただきまして、この補正予算を活用し、消費者行政PRのためにグッズを作成しました。このグッズにつきましては、エコバッグですか、それを作成し、成人式及びだるま市等に配布して周知したところでございます。

消費生活センターの設置につきましては、県からも要請がありまして、検討中でございます。現在、県にもその指導員等の資格、それから人員等について協力をお願いしているところでございます。なかなか専門的な知識と経験を有する方が見つからないのが現況でございます。常勤的に勤務できる方がいないため、新年度から月に1度でも窓口が開設できるように現在努力しているところでございます。

また、3月1日現在の消費生活センターの設置につきましては、茨城県で37市町村に設置されております。県西では設置されていないのが本町と五霞町でございます。本町におきましても、新年度より先ほど申しましたように、県等の連絡を密にしまして、相談員等を設けるように今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、これについては今、ものについてはまだ報酬等について質問はございませんので、まだ今のところこれで回答させていただきます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問はありますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） そうですね、報酬等これから多分議案の中に入っていることなので、それは多分言えないと思うのですが、ただ本当に窓口、相談員を何とか置こうとしてくれていることは非常にやっぱり住民にとってもありがたいことだというふうに思います。ぜひこれは、ちょっと議案これからですからね、あれですけれども、本当に前向きにやっっていこうということであれば、そのこともぜひ住民の皆さんに周知をしていただきたいというふうに思います。

ちょっと前後してしまいますけれども、住民の人はいろんなことを、町のこういうことをやっているということが結構知らない人というのやっぱり多いんですね。ちょっと話戻ってしまって申しわけないのですが、実は先ほどの無料クーポンの件もそうなのですが、ある若いお母さんたちが、みんなで話し合ったときに、これだけ無料クーポンがみんなで全国的に言っているけれども、境町はやっていないのだよねという話になってしまったらしいのです。そうすると、やっぱりそれは個別に通知が行っているのです、何か全体的にやっているという話が広く実は住民に伝わってなくて、そういう話になったという話を聞いています。それで、そういう話を僕もされましたので、いや、境町もやっていますよという

話をしましたけれども、それとやっぱり同じように、この消費者生活センターについて窓口が例えば開設されるに当たっても、そのことをぜひ広く住民に周知をしていただいて、やはり利用者がふえればふえただけ必要……必要であれば当然町としても相談員をもっと置いていくといたしますか、週何回か行くという形も多分やられると思うのですが、どうかそういう方向を検討していただきたいと思います。

これは、本当にさっき言った報酬とかいろいろなことについては、これからのことになると思いますので、これも要望としてお願いしたいと思います。

以上で自分の質問は終わらせていただきます。

○議長（木村信一君）　これで田山文雄君の一般質問を終わります。